

令和3年度 第3回金沢市企業立地等促進委員会 議事要旨

日時 令和3年11月19日(金) 16:00~17:00

場所 金沢市役所 7階 第1委員会室

〔出席委員〕 (○:委員長)

(商工業を営む者)

(株)日本政策投資銀行 北陸支店長	板橋 史明
金沢商工会議所 副会頭	北村 哲志
石川県中小企業団体中央会 副会長	馬場 貢
金沢商工会議所 女性会会長	富久尾 佳枝

(知識経験を有する者)

金沢美術工芸大学 デザイン科 教授	角谷 修
○ 金沢大学 人間社会学域 教授	佐無田 光

(市職員)

金沢市 副市長	村山 卓
---------	------

〔金沢市側〕

(経済局)

経済局長	山田 啓之
企業立地課長	古谷 健
企業立地課 課長補佐	木谷 保博
企業立地課 担当課長補佐	猪股 利彦
企業立地課 主任主事	笹谷 幸亮

〔事務局〕

金沢市経済局企業立地課

敬称略

議事要旨

議題 金沢テクノパーク大規模分譲用地の活用方策について

(議長)

第3回金沢市企業立地等促進委員会ということで、今までの議論をまとめる形になるかと思うが、最後まで丁寧な議論をよろしく願います。

早速、次第に従い、議題にある金沢テクノパーク大規模分譲用地の活用方策について(1)から(6)まで、事務局から説明をお願いします。

質疑については事務局の説明後にまとめて伺うこととしたい。

(事務局)

それでは、金沢テクノパーク大規模分譲地の活用方策の検討について説明する。

最初に、本日の内容を説明する。

これまでに委員会を2回開催し、様々な意見をいただき、事務局案をご審議いただいた。それらの内容を活用方策(案)として取りまとめた。本日の委員会では、活用方策(案)全体について、ご審議いただければと考えている。

内容は、(1)金沢テクノパークの概要、(2)検討事項とその対応、(3)対象業種の見直し、(4)大規模分譲用地の再整備、(5)分譲最低面積、(6)企業立地助成金の検討となり、最後に、検討経過と今後の予定について説明する。

○P3 「1. 金沢テクノパーク 大規模分譲用地の活用方策案」

これまでの委員会内容と説明が重複する部分もあるが、ご了承いただきたい。

○P4 (1) 金沢テクノパークの概要

金沢テクノパークの整備の目的である、高度技術産業、地域拠点産業、試験研究開発事業の立地の促進を図ることにより、本市産業の多角化及び高度化を推進し、雇用の確保と経済の活性化に資し、市民の福祉の向上を図るため、整備を行ってきた。現在、分譲対象業種は、高度技術産業、地域拠点産業、試験研究開発事業としている。

分譲地の概要については、分譲面積34.3haのうち、未分譲地は6.1haである。

現在、8社が当地で操業、1社が工場を建設中で、来年度には9社が操業となる。

○P5 位置図

金沢テクノパークは平成4年3月から整備を開始し、図の緑色に着色した第1工区が平成7年に、青色に着色した第2工区が平成12年に、赤色に着色した第3工区が平成15年に竣工している。

今年、当委員会にて検討いただいている未分譲地は、第3工区に位置している。

○P6 (2) 検討事項とその対応

検討に至る背景が、4点存在した。

一つ目に、既存工業団地のうち、未分譲地はテクノパークの6.1haのみであること。

二つ目に、第3工区竣工から18年が経過しているが、未分譲であること。

三つ目に、今回、検討を要する分譲地の面積が3.3ha、2.5haと大規模である一方、近年は5,000㎡程度に分譲地への企業進出が多いこと。

最後に、現在の対象業種や分譲面積の制約により、分譲に至らなかったケースが挙げられること。

これらの背景から、当委員会では対象業種の見直しと大規模分譲地の再整備により、活用方策を検討することとした。

○P7 (3) 対象業種の見直し

業種の検討を行ううえで、関連する本市の計画や国・県の計画について整理した。

金沢市ものづくり戦略2015における主要産業、地域未来投資促進法に基づく石川県基本計画における基幹産業、そして実際にテクノパークに進出した企業の業種分類、この3点に着目したとき、機械・金属及びIT関連の産業分類が共通項となっている。

加えて、対象業種の見直しの検討を進めていくうえで、同業種あるいは連関する業種の集積によって効果を高めていくシナジー効果を意識してはどうかという意見もあった。

これらのことから、本市の強みである機械・金属及びIT関連の製造業の集積及び既進出企業とのシナジー効果を期待し、対象業種を提案する。

対象業種の提案は、これまでの高度技術産業、地域拠点産業、試験研究開発事業に加え、一般製造業のうち、機械・金属及びIT関連の製造業を営む者までを対象とするものである。

○P8 (4) 大規模分譲用地の再整備

大規模分譲用地は前面道路と面してはいるものの、地形上、高低差のない約50mの範囲のみが用地と接続している。

よって、分譲地の細分化を検討する際は、前面道路との接続箇所に南北方向の新設道路が必須となる。

加えて、進出企業が多数の場合、さらに東西方向に区画道路を整備し、分譲地を細分化することで、複数企業の進出への対応が可能となる。

再整備の手法については、設計着手前に予約募集を行い、企業の希望面積を反映させた区画割を行うオーダーメイド方式を提案した。

○P9

想定される区画割のパターンをいくつか例示する。

1ha前後の大区画を希望する企業が多い場合はパターン1、大区画と小区画が混在

する場合はパターン2、小区画が多い場合はパターン3の整備が考えられる。

実際に再整備を行う際は、予約募集時において把握される進出企業数や希望面積をもとに、区画道路の位置や区画割の位置を検討し、企業要望に応えるとともに、最小限の整備を行う必要がある。

○P10 (5) 分譲最低面積

前回の委員会において、再整備の際に分譲最低面積を設定すべきではないかとの意見をいただいた。この意見を受け、事務局にて検討した案を提案する。

資料の表は、平成16年以降、本市が造成した4工業団地（安原、いなほ、かたつ、森本インター）を対象として、今回の新たな対象業種である「機械・金属及びIT関連の製造業」を営む企業の進出時における分譲面積を集計したものである。

3,000㎡以上の面積を取得した企業は、25件中20件と、全体の8割を占めている。

また、3,000㎡未満の企業5社のうち、2社は操業後に敷地が手狭となり、隣接する土地を買収したり、新工業団地の募集に申し込んだりしていることから、3,000㎡が一つの指標となることが分かる。

○P11

また令和2年度から整備を行っている第5次安原異業種工業団地や第2次いなほ工業団地では、企業立地助成金の基準に基づき、分譲最低面積を原則3,000㎡とし、オーダーメイド方式にて募集を行い、全区画について進出企業が決定している。

以上より、大規模分譲用地における再整備後の分譲最低面積は、原則3,000㎡とすることを提案する。

○P12 (6) 企業立地助成金の検討

助成金に関する適用ルールについては、予算編成の中で検討することとなるため、これまでの当委員会での検討内容をまとめた。

現在の対象業種である高度技術産業、地域拠点産業、試験研究開発事業に該当する企業の進出については、これまでどおり表の右側で示している「金沢テクノパーク企業立地助成金」が今後も適用となる。

一方、新たな対象業種である一般製造業のうち機械・金属及びIT関連の製造業を営む企業については、テクノパーク以外の工業団地において適用されている表左側、「企業立地助成金」の適用が考えられる。

前回の委員会で意見があったが、安原異業種工業団地やいなほ工業団地に進出する企業との公平性を担保する必要があることと、先ほど提案した分譲最低面積が企業立地助成金の基準と一致することが挙げられる。

○P13 (参考1) 陽当り

以上が事務局のとりまとめ案となるが、その他、前回の委員会において、大規模分譲

用地の陽当りや風向きに関する質問があったので、ここで回答する。

まず陽当りについて、図面の青囲み部が対象の分譲地、赤塗り部がこの分譲地よりも標高の高い箇所を表している。

本分譲地に近接して光を遮る要因は、南側の法面となるが、等高線の幅が広く、南側からの採光を大きく阻害するものとはならない。ただし、実際に進出企業が決定した際には、現地状況を確認のうえ、建築計画を立案していただく必要がある。

○P14（参考2）風向き

風向きについては、分譲地近辺に風速計がないため、金沢市西念の地方気象台におけるデータをもとに推測した。

表1は、2020年から過去20年間分を遡ったときの最大瞬間風速の風向きを示しているが、西から南の方向からの風が全体の85%を占めている。

これらの方向から吹く風は、分譲地の背面の山が風を防ぐ役割を果たしていると考えられ、私どもが実際に現地で強風を実感したことがない理由だと思っている。

以上が、金沢テクノパーク大規模分譲用地の活用方策案となる。

○P15「2. 検討経過と今後の予定」

最後に、これまでの検討経過と今後の予定について説明する。

これまで計3回の委員会を開催し、第1回では現状の整理、第2回では対象業種・再整備について提案し、意見をいただいた。今回の第3回の場合において、いただいた意見等をふまえ、とりまとめ案の決定を承諾いただければと考えている。

11月下旬に委員長から市長に活用方策（案）を提案いただくことを考えており、来年1月から2月にかけて予算を編成し、3月議会において令和4年度当初予算の議決を得たいと考えている。

そして議決後の令和4年度以降に、進出企業の予約を募集し、その結果を受けて再整備事業に着手予定となる。

（議長）

対象業種の見直し、それから分譲最低面積、加えて参考程度ではあるが助成金について、ざっと説明いただいた。

提案内容についても確認したところで、これから議論に入るが、本日欠席の米澤委員にも事前に事務局から会議資料を送付したということなので、何か意見が出たか、先に確認したい。

（事務局）

米沢委員から電話をいただき、確認をしたのでお伝えする。

「資料を拝見したが、特に疑問点等はなかった。このまま進めて欲しい。他の委員か

らご意見等があれば、その調整は委員長にお願いしたい。」とのことである。

(議長)

承知した。

では、事務局からの説明をふまえ、質問、意見等、全体を通じて発言願う。

(角谷委員)

P9 の図に関し、区画に赤の点線が入っているのは、この点線で分割する可能性を示しているという理解で間違いないか。前面道路又は新設道路からのアプローチを前提に、企業数に応じて分割することになるというふうに思っている。

(事務局)

そのような考え方で間違いない。例えばパターン1の図では、1つの用地を2つに分割するような形で点線が入っているが、進出する企業数によって線の位置が変化することになる。

ライフラインに関しては、新設する道路の下に上下水道管を布設し、そこから引き込める環境を整備する。

(馬場委員)

先日、現地を視察した。入り口が少々分かりづらい。除草など、用地の管理状況に関しては良好に保たれている印象を持った。

一つ思ったのは、現地には迂回路が存在しないのではないかとということである。前面道路は大規模用地と接しているフラットな部分を過ぎると下り坂になり、奥の正部町の方につながっているのだが、大型車は通行できなさそうであった。

(事務局)

指摘のとおり、トラック等の大型車については、下の正部町の方へは進入できない。

何か緊急的に従業員の車が出て行かなければならないときに正部町の方へ進入するのはやむを得ないかもしれないが、一般的には正部町に続く道路は使用せず、入ってきた道路から戻ってもらうことになる。

(馬場委員)

メイン道路で何かあれば、その地点から宮野側へ行くか、森本側へ行くかということになるのだろうが、大きな企業が進出すると、BCPの観点から少々心配である。交通が滞って物が出せなくなる。

当社が立地しているかたつ工業団地でも、迂回路を整備してもらった。

(事務局)

かたつ工業団地については、団地の背面に農道が存在したため、その道を再整備して迂回路とした。ただし、その迂回路に関しても、例えば10トントラックが通れるかと言われると厳しいと思う。

(馬場委員)

テクノパークのロケーションは非常に良い。高速道路も見渡せる。

第3工区へ回り込むところまでは道路幅が広いのだが、その先が狭くなる。しかし、迂回路を新たに整備できそうな地形でもなさそうである。

(事務局)

今後、実際に企業が立地することになれば、そういう緊急避難的な場合を除いて、というような話を地元の方ともしていく必要があると思っている。

補足だが、テクノパークの入口付近には、市の道路等管理事務所があり、立木が倒れた等の場合、その事務所からすぐに出動し、対応することも可能であると思う。

そこに事務所を設けたのはテクノパークだけのためではないが、ある程度、迅速な対応は可能だと思う。

(議長)

リスク対応という大切な視点だと思う。関連して確認したいのだが、テクノパーク口から第3工区に至るまでの道路は幅員が十分に確保されているという状況で、周辺地域の住民の方は、その道路を使っている様子はあるか。

(事務局)

見かけたことはあるが、頻繁に利用している感じはない。

(議長)

頻度が低いにせよ、使用しているということであれば、安全管理上の課題も少しあるかもしれない。実際に企業が進出するときには、地元ときちんと調整し、事業を進めてほしい。

その他、追加で二点ほど確認したい。

一点は、前回に質問したところで、第3工区自体は土砂災害警戒区域ではなかったものの、工区の上部に土砂災害警戒区域が存在することが赤色で示されており、そこが崩れた場合に、ちょうど谷筋になっているので、第3工区に土砂が崩れ落ちてくるような恐れはないのかということを確認したい。

もう一点は、最低分譲面積のところ、「原則」としていることに関し、その意味を

確認したい。

(事務局)

まず一点目の件だが、前回赤色で示した土砂災害警戒区域は第3工区と離れている。山裾からの等高線の広がり方から判断しても、この箇所が仮に崩落しても団地側には影響が出ない。

続いて二点目の「原則」の意味合いだが、当然、応募の際には3,000㎡以上で企業に申し込んでいただくが、どうしても区画割の中で3,000㎡を下回る土地が生まれる可能性がある。また、現地の第5区画が、もともと2,400㎡であり、3,000㎡を下回る。

以上の理由から、原則という言葉をつけているが、基本的には3,000㎡以上での申し込みをお願いするつもりである。

(議長)

ほかに、疑問や意見等があれば発言をお願いする。

これ以上ないようなので、原案に沿ってまとめたいと思う。

改めて原案の内容を確認するが、対象業種については、従来の高度技術産業、地域拠点産業、試験研究開発事業に一般製造業のうち機械・金属及びIT関連の製造業を営む者を追加し、対象業種を広げるという案である。

続いて、P8分譲用地の再整備については、設計着手前に予約募集を行い、企業の希望面積にこたえる形で整備を行うというオーダーメイド方式が提案されている。また、募集する際の分譲最低面積がP11で原則3,000㎡とする案となっているが、これでよろしいか。

(角谷委員)

議長の説明を聞く中で気になった点がある。提案されているオーダーメイド方式による予約募集の際、申込企業には場所の希望も聞くことになるのか。オーダーメイドということなので、色々な配置ができそうな気がするが。

(事務局)

申込企業には、希望面積に加え、進出希望位置も示してもらおう。第5次安原や第2次いなほの予約募集の際にも同様の方式で臨んだ。

ただし、希望する位置が重複することも想定される。また、再整備にかかる費用を抑えるために築造する道路は最低限にしなければならない。これらの観点から、企業側の希望位置を調整することもあるかとは思いますが、まず一義的には希望位置も聞くことになると思う。

(議長)

基本的には、第5次安原や第2次いなほと同様の方式でということだと思う。

引き続き、P12 企業立地助成金の検討ということで、これは議論の対象ではなく、あくまで今後検討していくというものであるが、個人的には、せっかく再整備するのであれば、従業員 10 人以上の要件を、もう少し雇用効果が上がるように設定した方がいいと思う。今後、検討してもらいたい。

では、市長への提案内容として、改めて内容を確認した主要2点、対象業種の見直しと、再整備の方針及び分譲最低面積について、原案に即して取りまとめ、市長に提案したいと思う。提言書の文案等については、事務局に案を作成してもらい、私の方で確認し、まとめたいと思うので、一任いただければと思うが、よろしいか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、以上をもって金沢テクノパーク大規模分譲用地の活用方策について、とりまとめを終えたいと思う。ここまで議論いただいた委員の皆様の協力により、とりまとめることができた。感謝申し上げます。

これにて委員会を終了する。司会進行を事務局にお返しする。

(事務局)

委員長に感謝申し上げます。閉会にあたり、村山副市長から挨拶を申し上げます。

(村山副市長)

委員の皆様には、7月5日以降、3度に渡って熱心に議論いただいた。改めて感謝申し上げます。

金沢テクノパークは、大規模分譲用地の活用方策をふまえ、また新しい一步を踏み出す形になる。今後は、とりまとめていただいた活用方策に則り、新年度からの予約募集、また、再整備の着手に向けて予算編成に取り組んで参りたい。

引き続き、本市の企業立地にご理解とご協力をお願いする。

以上